

議案第 31 号 子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（にじ色のつばさ）

今回の請願について、毎年のように出されてきた請願とほぼ同じ文言を使いながら請願内容が変わっている。

結果的に、何を具体的に求めているのか、曖昧になっている。市議会が、国や都に意見書を上げてほしいのか、市議会から三鷹市に要望することを求めているのか、大変わかりにくい内容になっている。

私学の果たす役割、私学に通うことで養われる個性・能力その他については、私も 10 年間私学に通ったので、理解をしている。私学が建学の精神にのっとりた教育を継続できることを望んでいる。

公立学校がカバーし切れないオルタナティブな教育の場として、あるいはルーツやアイデンティティーにかかわる文化を教育する場として、多様な教育を確保し、子どもたちの教育を受ける権利を保障する場となっているさまざまな私立学校・各種学校について、その活動と存続を、国がきちっと保障することが必要と思う。

昨年と請願項目の内容を変えたために、非常に曖昧になってしまった請願項目に対して、何を求められているのかわからないままで、その趣旨だけで賛成することは残念ながらできない。

請願趣旨を精査し、文言整理した上で再度請願提出されることを望み、今回の請願に対しては反対とする。

意見書（案）第 16 号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

○16 番（野村羊子さん） 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について討論をいたします。

2014 年 4 月 1 日から施行された改正薬事法では、指定薬物が含まれた脱法ハーブの所持、使用、購入、譲渡が禁止されました。違反した場合は 3 年以下の懲役もしくは 300 万以下

の罰金または両方の刑罰です。実刑を含む刑罰は、一般的な薬物と比べて極めて重いものです。初犯の場合、覚醒剤などのほうが刑罰が軽く済むというねじれ現象が生じる可能性があり、全体的な整合性をとった運用が望まれています。

もちろん無関係な市民が巻き込まれる事故が多発しており、しっかりした対応が必要なのは言うまでもありません。しかし、厳罰化だけでは予防処置とはならないのが現状です。危険ドラッグはどの程度の薬物が、どの程度の量で混入しているかがわからず、初心者がいきなり強い量を服用することで事故、事件が起きていると指摘する声があります。今までも水面下での薬物の流れは、どんなに法規制してもその網の目を縫って流れてしまうものです。危険ドラッグは素人でも簡単に製造、販売ができる。薬物について何も知らない、その効果も副反応もわからないまま、製造、販売され、何も予備知識のない初心者が、ネットや自販機などで簡単に入手できるようになっている。この現実はまだに薬物流通のステージが変わったと言えるでしょう。捜査機関や行政はそれを前提に対応していかなければならないのですが、体制が追いついていないとは言えない現状にあります。

そして、何よりも、なぜこのように多くの若者が薬物に引きつけられるのか。今、20代、30代の死因の第1位は自殺です。特に20代は半数近くが自殺となっています。生きづらさを抱え、居場所をなくし、自信をなくし、孤立する若者たち。突っ張る、粹がることでしか自分を保てず生きている若者たち。彼らへの支援、薬物などに手を出さなくても、自信を持ち、未来に希望を持って生きていけるようなサポート体制が今の社会に欠けているのではないのでしょうか。そして、そのことが薬物の乱用、蔓延を助長しているのではないのでしょうか。

危険ドラッグの規制強化や薬物の危険性の教育だけではなく、薬物に頼らない生活を現実的に支援できる体制整備も必要であるとの意見を添えて、本意見書には賛成といたします。

意見書（案）第18号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書

女性の体は、妊娠によって10カ月かけて変化し、出産によって急激な変化を体験します。ホルモンバランスを含めた体調の変化、そして、世話をし守らなければならない小さい存在、生活リズムも全く自分の意のままにならない状況が続きます。マタニティーブルー、産後鬱は誰にでも起こり得るものです。しかしながら、日本の社会には、産前とはともかく、産後のそのような体調変化等に対して配慮が必要だという認識が薄いのが現実と言えます。

そして今、マタニティーハラスメントが深刻な問題となっています。近年の調査では、妊娠を経験した女性労働者のうち4人に1人はマタニティーハラスメントの被害を受けていることがわかっています。配慮が必要な産前産後の時期に、全く配慮がされず長時間残業を強いられる。妊娠を告げた直後から退職強要をされる、復帰しても育児時短が認められない、いきなり違う部署に配転される等々、法令違反がまかり通っている現状があります。そして、そこまでいかなくても、妊娠中や子育て時期に周囲の理解が得られず、女性が肩身の狭い思いをする。結果的に働き続けられないという実態があります。このような企業の姿勢は社会全体の妊娠、出産前後の女性たちへの配慮を否定する姿勢を強化することになっています。

保育園建設にうるさいからと反対するなど、赤ちゃんの声を許容できない社会が今、つくられつつあります。妊娠、出産、育児の切れ目のない支援、孤立している多くの母親に対する支援が整えられていくことは重要なことです。そして、産めなかった女性への支援、理解、女性が子どもを産み育てながらも仕事が継続できる労働環境、子どもと生きることに希望を持てる社会、産む、産まないにかかわらず、女性の健康を権利として総合的に支援する社会の構築そのものが必要です。

以上の意見を添えまして、本意見書には賛成といたします。

意見書（案）第20号 子どもの貧困率改善のため、具体的対策と財政措置を求める意見書

○16番（野村羊子さん） 子どもの貧困率改善のため、具体的対策と財政措置を求める意見書に討論いたします。

今や日本の子どもの6人に1人が相対的貧困となっています。生活水準に見る子どもの物質的剥奪率は世界30カ国中20位。この物質的剥奪率は、所得だけではあらわせない実際の生活水準をはかる方法として世界で広く使われているものです。子どもの年齢と知的、知識水準に適した本、修学旅行や学校行事の参加費、宿題をするのに十分な広さと照明がある静かな場所など、8品目のうち2つ以上が欠如している子どもたちの割合を指します。

日本の子どもの貧困は深刻です。学校給食だけがまともな温かい食事だという子ども、アトピーなのに日常的に医療にかかれぬ子ども、食料、医療という基本的人権にかかわることが支援されていない実態があります。本来持って生まれた能力を、その生育環境によって十分に伸ばせぬ、貧困のために学習機会を奪われている子どもたちがたくさんいます。経済的貧困は教育、健康の格差を生み、孤立という関係性の貧困、そして、貧困の世代間連鎖をも生み出しています。

子どもの貧困は多様な形態で広がっており、その実態把握に当たっては、子どもの生きる権利を実現する立場から、正確な事実をつかんでいくことが求められます。急速に少子高齢化社会が進む日本にとって、子どもの貧困は将来の貴重な労働力の損失にもつながる深刻な問題です。国の財政にとって大きなマイナスとなります。貧困のためにまともな就労ができず、最終的に生活保護や医療に頼らざるを得なくなる場合の経済的損失と、幼少期から支援した結果、就労・自立ができる場合の財政比較とでは、どちらがプラスかは明らかです。子どもの貧困対策に今、必要な施策はさまざまありますが、まず一番つらい状態にある母子世帯、そして幼少期の子どもたちにピンポイントで現金給付、あるいは質の高い現物給付で支援することが必要です。また、ひとり親家庭が子育てしながら普通に働いて、普通に暮らせる就労環境を再構築していくことが必要です。

今回の子供の貧困対策大綱からは、根本から子どもの貧困を解消しようという姿勢が見られません。何よりもナショナルミニマムとして10分の10、国が財源を確保することが肝要です。しかしながら、現状の大綱による施策と財源措置では、自治体独自で先駆的に行われてきた学習支援などの施策が中断される可能性も指摘されているほどです。安倍内閣に次世代支援を全うする覚悟が本当に今、問われています。消費税増税頼みではなく、将来の国の根幹を支える施策として、子どもの貧困解消への総合的施策実施とそのための十全な財源確保を求め、本意見書に賛成といたします